

FT-net自動引落とし取扱要項

丸三証券株式会社(以下「当社」といいます)は、お客様口座とお客様ご指定のゆうちょ銀行口座間の資金移動をサポートする資金決済サービス FT-net【(株)東証コンピュ - タシステム提供の資金データ交換サービス】をご用意いたしました。

1. 取扱いの趣旨

お客様が当社において、お客様ご指定のゆうちょ銀行口座より、お客様の申し出に基づき有価証券等の買付決済代金を自動的に当社のお客様口座にお引落としを行う場合の取扱いに関する取り決めです。

2. 取扱いの申込み

この取扱いを希望されるお客様は、当社証券総合口座にご加入いただいたうえ、当社所定用紙にご指定のゆうちょ銀行口座の所定事項をご記入いただき、お取引営業店にご提出ください。

なお、ご指定のゆうちょ銀行口座の名義は当社にお届出いただいている口座名義と同一としてください。

3. 自動引落とし

(1) 自動引落としの指示

自動引落としはお客様からのご指示があった場合に限り実行いたしますのでお取引営業店へご指示ください。

なお、お引落としのご指示につきましては、有価証券等の買付決済日前日の当社指定時間までをお願いいたします。

(2) お引落とし日

お引落とし日につきましては、有価証券等の買付決済日までといたします。

(3) お引落とし金額

原則としてお引落とし金額は、有価証券等のお取引内容を当社お客様口座へ記載後の不足金額までといたします。

お客様からのお引落とし指示金額については、お引落とし日の前日までにご指定のゆうちょ銀行口座にご入金くださいますようお願いいたします。

(4) お引落としのご通知

お引落としの結果につきましては、お引落とし後最初に発行する取引残高報告書に記載いたしますので記載内容をご確認ください。

(5) お引落とし不能の場合

万一、お引落とし日にご指定のゆうちょ銀行口座の残高不足等によりお引落としが出来なかった場合には当社の指示に従いご入金ください。

4. お引落し手数料

当社、全額負担いたします。

5. その他

(1) 次の各号によって生じた損害については、当社はその責を負いません。

お客様の届出事項に変更があり、その変更の申し出が遅延した場合。

天災・地変その他の不可抗力によりこの要項に基づく処理に遅延が生じた場合。

お客様がゆうちょ銀行に開設する口座に付加したサービスに起因する事項が生じた場合。

(2) この取扱いは、法令の変更、監督官庁の指示により改訂される事があります。

(3) なお、ご不審の点がございましたら当社、お客様相談室へご連絡ください。(0120-03-1319)

平成 23 年 9 月制定